

近代フランス憲法思想の再構成 (1)

—— 19 世紀前半期及び第三共和制初期を中心に ——

水 林 翔*

- I はじめに——問題の所在
- II 統治の3類型 (以上本号)
- III 19 世紀前半期のフランス法学における社会・法・統治
- IV 第三共和制初期憲法学における統治論——エスマン
- V むすびにかえて

I はじめに——問題の所在

わが国におけるフランス憲法史の研究対象は、今日に至るまで、ほぼ革命期および第三共和制以降の時期に集中してきたと言ってよいであろう。換言すれば、王政復古から7月王政にかけての19世紀前半期等の時期はフランス憲法史の研究対象としては注目を浴びることはなかったのである。その背景には、フランス革命とりわけ1791年と1793年の二つの憲法の対抗関係の中にフランス近代憲法史の原型を見出す思考が支配的であったことが挙げられる。すなわち、上記の二憲法を、資本主義経済の形成との関連においてブルジョワジーによるナシオン主権論とこれに対抗する民衆によるプーブル主権論との対比という視角から把握し、かつ後者の理念の漸進的实现を第三共和制以降の半代表制の展開に見ようとする問題関心が広く共有されていたという事情がある¹⁾。こうした問題関心からすれば、革命から19世紀前半の王政復古期を経て第三共和制初期に至るまでの時期は基本的にナシオン主権が支配的であるもののやがてプーブル主権論によって克

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第3号 2016年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員 DC

服される過渡的な時期と見なされ、19世紀前半期の憲法思想自体は独自の意義を有さない時代と理解されざるを得ない。一例を挙げれば、19世紀前半期を代表する思想家の一人であるギゾーの理性主権に基づく代表制論は抽象的主体に主権を帰属させているという理由によってナシオン主権の一類型に含められ²⁾、またそれに伴いギゾーはブルジョワジーの利益の代弁者にすぎないと消極的に評価されてきた³⁾。また第三共和制期においてフランス憲法学を確立したとされるエスマンについても、ナシオン主権の擁護者として、そのブルジョワイデオログとしての性質が指摘されている⁴⁾。

確かにナシオン主権とプーブル主権という対立軸がフランス憲法史を論じる際の重要な視点であることは疑いがない。しかし、上記の経済史理解を基礎に持つ主権論の対立を基軸に据えて19世紀のフランス憲法史を読み解くことにはいくつかの問題がある。第一に大革命の性格に関する近年の論争を踏まえるならば革

-
- 1) 代表的な例を挙げておけば、高橋幸八郎経済史学を基礎に91年憲法を大ブルジョワによる上からの革命、93年憲法を小ブルジョワによる下からの革命と性格付け、両者の対立を強調する比較的早い時期の樋口陽一の見解（『比較憲法』青林書院新社 1977年）。あるいは「階級的な闘争の所産にほかならない」ナシオン主権とプーブル主権との対立及び後者への移行を歴史的必然として描きだす杉原泰雄の研究（『人民主権の研究』岩波書店 1978年）。またナシオン主権とプーブル主権の双方を理念型として把握したうえで、革命以降の憲法思想を後者による前者の克服の歴史として描く高橋和之の研究がある（高橋和之『現代憲法理論の源流』有斐閣 1986年）。
 - 2) 井端正幸「フランソワ・ギゾーの『代表制』論の形成 復古王政期前半を中心に一（一）～（三）」（『龍谷法学』18巻3号、20巻4号、21巻1号1985～8年）、また同「フランス復古王政期の憲法思想の一側面——フランソワ・ギゾーの選挙権論の展開を中心に」（『沖縄法学』29 2000年）はシエースとの関連で、また時本義昭「第三共和制の成立とアデマール・エスマンの国民主権論」（『各国憲法の差異と接点』成文堂 2010年）はエスマンとの関連で、国民主権論と理性主権論の類似性を説く。なお、時本「黎明期のフランス憲法学：ペッレグリーノ・ロッシを中心に」（『龍谷紀要』第29巻第1号2007年）、同「ノモス主権と理性主権」（『龍谷紀要』第29巻第2号2008年）は王政復古期の憲法思想を扱った貴重な業績である。
 - 3) 井端前掲「フランソワ・ギゾーの『代表制』論の形成 復古王政期前半を中心に一（一）～（三）」はギゾーの代表制理論を、「少数者たるブルジョワジーの支配を巧妙に覆い隠すもの」、「少数者たるブルジョワジーの支配を実現し維持するために余儀なくされた方便」と結論している。
 - 4) 高橋前掲書113頁は「彼の構想する理想の民主政は（略）大ブルジョアのイメージに重なって現れることを否定しがたい。かれの理論の社会的基盤はまさにこの階級にあった」とする。

命以来の史的展開を資本家たるブルジョワ対労働者という対立軸でのみ論じることの妥当性には疑問がある。第二に、検討の対象を革命期以降に限定することでこれに先立つ啓蒙の時代が19世紀の議論に与えた影響を取り逃がしてしまう。第三に、19世紀の論者達にとって最も重視された対立軸であったと言い難い主権論を主題化することで、19世紀憲法史の本来の筋を見誤ってしまう。

本稿は、上述の問題関心から19世紀前半の王政復古期及び第三共和制初期の論者の統治思想を主たる検討対象に据え、以下の順序で議論を進める。まず、革命期のみならず啓蒙期を視野に収め、また主権論等の憲法論のみならず社会像や法観念を取り入れることで、統治像の新たな類型論を提示する(Ⅱ)。続いて、従来必ずしもわが国の憲法学では重視されず、かつブルジョワイデオログというクリシェの下に理解されてきた19世紀前半の王政復古期の憲法思想とりわけ統治論の特質を、上記の諸要素に着目しつつ、啓蒙以来の法思想との連続・変容という視座から分析する(Ⅲ)。そしてⅢで得られた王政復古期の統治論との比較という観点から、第三共和制初期の憲法学者エスマンの統治論の分析を行う(Ⅳ)。

上記の分析を通じて本稿では以下の二点を明らかにすることを目標とする。第一に19世紀前半期の諸論者及び第三共和制初期のエスマンによって論じられた統治像を新たな統治類型に基づいて再検討し、各時代の特徴を明らかにすること、第二にそうした各時代の特徴の背後に横たわる共通点を抽出することで、ナシオン主権論とは異なる近代フランスの統治像の特質を探求すること、である。

Ⅱ 統治の3類型

1. 啓蒙思想型

周知のように旧体制下のフランスにおいてフィロゾーフと呼ばれる人々が新たな時代を準備した。デカルトに始まる理性の時代は、知的・宗教的さらには政治的次元で大きな変革をもたらそうとしていた。とはいえ、ヴォルテールやモンテスキューに代表される当時の論者達は、人民による自己統治を主張した訳ではなく、むしろこれに否定的であった。彼等にとって「本当の問題は人民の政治参加

ではなく、そもそもそのようなことは重視すべきことでもなく、人民を賢明に支配するのか、それとも不完全に支配するのか⁵⁾であった。社会の多数が文字も読めず⁶⁾、およそ政治的議論に参加できないような状況で、人民による統治たる民主政を主張することなど絵空事に過ぎなかった。人々を狂信から救いだす理性の涵養に可能性を見出そうとしたヴォルテールにしても、そうした理性の担い手として社会の多数を占める大衆に期待をかけられた訳ではない⁷⁾。

したがって、彼等にとって法とは、人民が作り出すものではなかった。この時代においては、法とはまず何よりも所与として存在するのであり、発見の対象であった。例えばモンテスキューは『法の精神』の冒頭で法についての定義を与えているが、それは「事物の本性に由来する必然的諸関係」である。モンテスキューは世界を司る法として自然法を示し、かつそのうちの第一のものとして神の法を挙げている。これに対して、人定法たる実定法はあくまでもこれに合致すべきものである⁸⁾。さらに「モンテスキューにとって、法が当該政治共同体のメンバーの同意によって制定されたという議論は、少なくとも第一義的な意味を持つものではない⁹⁾と指摘されるように、イングランドの王政を好意的に評価する彼にとって実定法の制定主体が人民である必要性は必ずしもなく、むしろ自由を可能にする制度設計に重きが置かれた¹⁰⁾。

また18世紀後半のフランスにおいて一大知的勢力となったフィジオクラートにおいても、法とは何よりもまず世界に内在する法則であった。ケネーにとって

5) ロイ・ポーター（見市雅俊訳）『啓蒙主義』（岩波書店 2004年）39頁。

6) 17世紀末の識字率は、男性で29%、女性で14%であった。柴田三千雄ほか編『世界歴史体系 フランス史2』（山川出版社 1996年）297頁。

7) 福島清紀『《狂信》と《理性》——ヴォルテール『寛容論』再考——』（『富山国際大学現代社会学部紀要』第7巻 2011年）17頁。

8) L・ジョームは「ルソーや革命期の人権宣言とは異なり、モンテスキューは法律が主権を行使による一般意思の表明であるとは考えない」、「モンテスキューの言葉によれば、“法律は純粋な権力行為ではない”し、そのために専制君主による法律は法律ではない。またそれ以上に、法律は主権行為によるものではない。というのも、主権者に穏健さという美德を期待しえないからである」と述べている。Lucien Jaume, *La liberté et la loi. Les origines philosophiques du libéralisme*, Fayard, 2000, pp. 112-3.

9) 川出良枝「自由とは何であって、何でないのか」（三浦信孝編『自由論の討議空間——フランス・リベラリズムの系譜』勁草書房 2010年）、川出良枝「自由」（福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』東京大学出版会 2002年）。

「人間は動物とは違い、理性を具えて決断の主体となりうる。とはいえ人間は、最高存在（＝神）の定めた秩序から逸脱することは出来ない」¹¹⁾のである。またケネーの弟子にあたるル・メルシエ・ドゥ・ラ・リヴィエールもまた人に先立つ明証性あるいは法則の存在から議論を出発させる。彼によれば「物質的次元の法則である快・不快の感覚は、ただちに社会的次元の法則として権利・義務の体系へと演繹される」¹²⁾。そして、彼等は上記のような個々人に先立つ自然的秩序の国家統治における具現化は「正統な専制君主 *despotes légitimes*」（ケネー）¹³⁾の下になされると主張する¹⁴⁾。

このように、この時代にあって何よりもまず重視されたのは、社会を司る法を発見し、これに則って賢慮ある統治を行うことであった。すなわち、統治の正当性は人に先行する法への合致の程度によって決定され、これに合致した統治を行うことがその目的となる。これを実現するための手段はモンテスキューにあっては権力分立、またフィジオクラートにあっては穏和な君主制であり、人民による統治は現実的な政治課題とはなり得なかった。こうした見方が変容してゆくのはポーターによればアメリカにおいて成しとげられた独立であり、民主主義に基づく憲法の制定であった¹⁵⁾。

10) Lucien Jaume, *op. cit.*, Fayard, 2000, p. 16.

ジョームは「モンテスキューはしばしば法 *loi* とは至高の理性である、とストア派の影響をほのめかしつつ言う。しかし、この至高の理性は可能なかぎり豊饒かつ自由主義的な諸制度によって導かれねばならない。モンテスキューにおいて、法はシステム、すなわち権力の均衡させる方法、ある権力が別の権力を掣肘する組織が要求される」と述べる。

11) 森岡邦泰『増補版 深層のフランス啓蒙思想——ケネー デイドロ ドルバック ラ・メトリ コンドルセ』（晃洋書房 2003年）62頁。

12) 安藤裕介『商業・専制・世論』（創文社 2014年）62～62頁。

13) 安藤裕介「フィジオクラット」（犬塚元編『岩波講座 政治哲学2 啓蒙・改革・革命』岩波書店 2014年）94頁。安藤によれば、ケネー等フィジオクラート達は、穏和な専制を理想の統治形態とした。ここでいう専制君主は啓蒙君主とも言い得るものとして理解されるべきであろう。

14) 国家権力が複数に分割されている状態は、畢竟明証性が獲得されていなく状態である、とリヴィエールは考えるのである。安藤前掲書 68頁以下。

15) ロイ・ポーター前掲書 45頁。

2. シイエス、1791年憲法型

(1) 法と法律

革命期において、法律 *loi* はある種の“信仰”の対象であった¹⁶⁾。この法律への信仰の背後には旧体制下で培われてきた法観念が存在する。すなわち、革命期において「法は規範的な権力であるのみならず、自由と理性とを結びつける目的を有していた。法律の形式的な一般性は理性の実質的な一般性に根差していなければならない」のである¹⁷⁾。ロザンヴァロンによれば、こうした理性を含有する法の具現化としての法律という観念は、ケネーらフィジオクラートの思想的遺産に由来する。また、ビュルドーも革命期における法律の捉え方について、「法律は一般意思による人間理性の表明であり、一般意思は人民の代表によって具体化、表明されるのである」と述べている。この意味においてビュルドーは法律 *loi* が単なる実定法としてではなく、より高次の法規範 *règle de droit* と同視されることとなった、と述べる¹⁸⁾。

革命期において法律が民主主義あるいは人民の意思と結びついて理解されるようになったこと（法意思主義）は大きな変革であったが、それ以上に、実定法がより高次の法との関係において理解された（認識の対象としての法）という点が重要であった。

(2) シイエス

そうした事情は革命期最大の思想家の一人であったシイエスにおいても同様であった。まず彼の社会像について彼の1789年7月21日の人権宣言草案¹⁹⁾を見てゆきたい。シイエスは、人々は自然状態における自身の権利をより良く保障するために全員一致の協約によって²⁰⁾自然状態から社会状態へと移行すると説く。

16) 1792年春には“法律の祭典”が各地で執り行われ、またイズナルなどは「私の神は法律である」と述べたという。Pierre Rosanvallon, *Le modèle politique français: la société civile contre le jacobinisme de 1789 à nos jours*, Paris: Seuil, 2004, p. 84.

17) *Ibid.*, p. 86.

18) Georges Burdeau, « Essai sur l'évolution de la notion de loi en droit français », *Archives de philosophie du droit et de sociologie juridique*, Vol. 9, Sirey, 1939, p. 13.

19) *Archives parlementaires de 1787 à 1860. 1ère série, 1787 à 1799: recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises*, tome 8, p. 256 (以下 AP).

社会の目的は“協約を成した人々の幸福”である。かような社会の形成からすれば、国家権力は国民に由来せねばならない。「あらゆる公権力は、区別なく、一般意思に由来するものである。それらはすべて人民 *people* から、換言すれば国民 *nation* からもたらされる」²¹⁾のである。社会は人々の意思の所産であり、かつ社会を規律する法律は国民意思の表明という条件を満たす必要があるという点において、シエスの社会像はモンテスキュー等のそれとは異なる。

但しこの点を過大に評価することは出来ない。周知のようにシエスは納税者株主論を展開し、能動市民と受動市民を区別している²²⁾が、それは1789年9月7日の議会演説で指摘されたように、「我々の同胞市民の大多数は、十分な教育も、あるいはフランスを統治する法律に直接専心することを望むための余暇も有していない」²³⁾という理由に基づく。そこで彼は、人民の権力行使について、これを代表者に委ねる方法と、人民自らが行う“デモクラシー”とを対比させつつ、前者を正当とする。「人民 *people* あるいは国民 *nation* は国民的立法府のみを自身の声として持ちうる」のであり、「デモクラシーではない国（そしてフランスはデモクラシーの国では有りえないのだが）においては、人民は代表者を通じてのみ語り、行動することが出来る」のである²⁴⁾。デモクラシーという語は蒙昧な大衆による政治と同定され、代表者による望ましい統治と対比される²⁵⁾。このように、しばしばブルジョワ的と批判されるシエスの議論が、人民の政治参加を留保し、「集团的討議という手続きを通じて一般利益と呼ばれるものを表明すること」²⁶⁾を追求するものであることに注意が必要である。この点に関わって、ブリュネ²⁷⁾及びリアルス²⁸⁾は、シエスが法律を人々の意思の所産というより

20) *AP*, p. 261. 「政治的共同体は結合者の全員一致の意思の所産である」。

21) *AP*, p. 260.

22) *AP*, p. 260. 「社会に納税をなす者のみが、社会という大きな企業の株主である」とし、あらゆる市民に共通な権利のみを有する者を受動市民、政治参加の権利を有する者を能動市民としている。

23) *AP*, p. 594.

24) *AP*, p. 595.

25) Pasquale Pasquino, *Sieyès et l'invention de la constitution en France*, Editions Odile Jacob, 1998, p. 125.

26) Pasquino, *Ibid.*, p. 52.

も、むしろ理性ないし自然法を具体化したものであると考えていたことを指摘している。

(3) 1791年憲法

1791年憲法においても、同様の構造が見られる。その第3篇1条は「主権は単一、不可分、不可譲かつ時効にかからない。主権は国民に帰属する」とし、第2条は「あらゆる権力がそこからのみ発する国民 nation は、委任によってのみこれを行使しうる」とする。続いて第3条・第4条は、人民によって選挙される代表者からなる議会そして国王を代表者として定める。なお国王は執行権の担い手であると同時に立法権の裁可を行うが、議会の解散権は有しない（第3篇第1章5条）。ここでも国民こそが主権の帰属主体であり、法律は国民代表によって制定される。

他方、1791年憲法の冒頭に置かれることとなった1789年人権宣言の前文においては“至高の存在 Être suprême”への言及があり、また自然権が提示されるなど、実定法律に先立つ法の存在が強調されている。制度としては国民代表たる立法府の議員は二段階選挙によって選出されるなど²⁹⁾制限選挙制度が採用され、

27) Pierre Brunet, *Vouloir pour la nation: le concept de représentation dans la théorie de l'État*, L.G.D.J., 2004, p. 96.

ブリュネはここで、「シエースにおける法は理性、自然法に依拠したものと認めるべきであろうか？」との問いを立て、これを肯定している。ブリュネによれば、まずシエースの主観的意思の問題として、シエースは統治者の権威や個人の主観的意思よりも理性を法の根拠として用いている。また彼の代表制論の特質として、“何が法律であるか”を決定する主体が代表者自身でしかあり得ない以上、その決定の所産たる実定法が恣意的なものと評価されないために、代表者は「理性から法律が生じる」と主張するしかない。この意味において「自然法は実定法の正当化として美しくまたよきものとして立ち現われる」という (*Ibid.*, p. 97.)。

28) Stéphane Rials, « Sieyès ou la délibération sans la prudence. Éléments pour une interprétation de la philosophie de la Révolution et de l'esprit de légicentrisme », *Droits*, n°13, 1991.

リアルスは「実定法は意思の所産ではなく認識の過程によって得られる」、「意思はシエースにおいて法の基礎では決していない。意思は仲介者にすぎず、法を作り出すことはない。意思は法を表すに過ぎない」とした上で、シエース等に見られる革命期の法律中心主義が「ドグマティックな理性主義に根差している」、「革命期の政治＝法哲学は（略）代表制の枠組において、理性の帝国の表明としてのみ説明され得る」と指摘する。

また純粹代表と形容されるように国民意思はあくまでも代表者によって初めて表明されると観念されていた。このように、主権者人民が直接にその権力を行使することは想定されず、あくまでも代表者の賢慮を通じた立法が予定されている。かくして、1791年憲法における統治像は、高次の法たる自然法・自然権の実現を目的としつつ、その手段として——啓蒙期とは異なり——国民主権の下に代表制・制限選挙制度を用いるものであった。

3. ヴァルレ、1793年憲法型

これに対し、1793年憲法の起草段階においては直接民主主義に傾斜した統治像が検討された³⁰⁾。

1793年憲法は一般的に、1791年憲法との対比においてプーブル主権の理念を謳ったものとされる。主権は人民 *peuple* に帰属し、かつ主権は単一・不可分で時効にかからない。また立法府中心の権力配分及び男子普通選挙制が採用されている。主権は第1次集会において行使され（7条）、議員の直接選出、行政官・公仲裁人・刑事および破毀裁判官の選出を選挙人に委ねることなどがその内容をなす。また立法に際して人民拒否が制度化されるなど、人民による直接的な権力への介入の度合いが91年憲法に比して強められていることも重要である。但し先行研究は、93年憲法においても議員は全国民の代表とされた点、命令的委任が拒否された点から、人民による直接的な権力行使については不徹底さが残ったと評している。³¹⁾

人民による主権行使をより鮮明に打ち出した代表例としてしばしば挙げられるのがヴァルレである³²⁾。例えば93年憲法に先立つヴァルレの命令的委任についてのパンフレットは「あなた方議員はもはや我々の代表者ではなく、我々の代理

29) 参政権を有する能動市民は定期的に都市やカントンにおいて代表者を選出する選挙人を選挙することとされた。第2段階選挙の選挙人たるには、第1段階の選挙人となるに比して極めて厳しい条件が課された。

30) 樋口陽一『比較憲法』（青林書院新社 1977年）67頁。

31) 辻村みよ子「フランス革命における1793年憲法の研究（序説）」（『一橋研究』第2巻1号1977年）76頁。

32) ヴァルレを論じた先行研究としては、杉原前掲書及び辻村前掲論文等参照。

人 mandataires、機関に過ぎない。あなた方は、あなた方の前に引かれた、従うべき道筋を見出すだろう」³³⁾と述べるなど、人民が受託者たる議員に対して自らの意思を表明し、かつ事後的にその行動について罰則を伴う評価を下すというメカニズムを構想していた。ルソーに影響を受けて論じられた³⁴⁾この人民による主権の掌握・行使は、それによってこそ代表者による圧政を免れ、社会の目的たる主権者人民の自由の保障が可能となるという論理を前提にしていた³⁵⁾。ヴァルレはその人権宣言草案³⁶⁾において創造主たる至高の存在³⁷⁾が人々の権利・自由を世界の初発において作り出したと述べ、かつその権利・自由の維持のために人民が主権を行使する諸制度を構想し、また教育の重要性を説く³⁸⁾。

注意すべきは、高次の法・存在を前提としている点、また自然権思想に立脚する諸個人の自由の保障を統治の目的としている点は、91年憲法・シエス及び93年憲法・ヴァルレの双方において共通する（但しその対象となる人々の範囲は異なりうる）が、これに到達するための手段という面において両者は鋭く対立したという点である。

4. 小括

以上を類型化すると、統治の形態は三種に区分し得る。仮にこれらを A、B、

33) Varlet, *Projet d'un mandat spécial et impératif, aux mandataires du peuple à la Convention nationale*, impr. du Cercle social, 1792, p. 5.

34) 杉原前掲書 40 頁は、ヴァルレの意図が「ルソーによって啓示され、サン・キュロットによって当然のものとして承認される傾向にあった一般意思の主権＝「人民主権」の原理の解明であった」と指摘する。またヴァルレは後の『厳粛宣言』において「神のようなルソー」という表現を用いており、杉原前掲書 79 頁は「「神のようなルソー」への臣従の念」がそこに示されていると述べている。

35) 杉原前掲書 70 頁。

36) Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social*, Impr. Didot, 1793.

37) この至高の存在はキリスト教の神とは異なる。ヴァルレはキリスト教が人々を盲信へと導くことを批判する。そこで想定されている創造主や至高の存在という語は、むしろ理神論的に理解されるべきであろう。Ibid., p. 9 et suiv.

38) ヴァルレの草案第5条においては、徳育及び知育、公共道徳の涵養を国家が行うことの必要性が説かれ、また創造主は自身と人々とを繋ぐものとして思索の力を与えた、という。Ibid., p. 12.

C型とそれぞれ呼んでおくと、第一のA型は統治の目的を神の法、自然法といった高次の法の実現に求め³⁹⁾、かつその達成手段については、第一に法の具現化を担う主体として貴族階級あるいは君主が想定され、人民の政治参与は基本的に問題とされない。また第二にモンテスキューにおける権力分立など、悪しき専制に陥らないための制度的担保が重視される。

B型においては、シエスあるいは1791年憲法のように、統治の目的として自然権としての諸個人の権利の実現が置かれ、そのための手段として近代憲法の下で権力分立、代表制度及び制限選挙制度等をもつ類型が存在する。この類型では主権者たる国民が政治に参加することとなるが、彼等の意思はあくまでも代表者の賢慮を通じて初めて明らかになるものとされ、また法律は理性及び自然法に合致するものとも理解されていた。

なおA、B型双方は、主権の所在及び人民の権力に対する理解の相違はあれども、共に理性と賢慮を兼ね備えた人々による統治を志向し、人民の意思を政治へ直接反映することに否定的な点において共通する。

これに対してC型は、ルソーに端を発し、1793年憲法あるいはヴァルレの統治像で示された人民による直接的統治である。このタイプにおいては、統治の目的はB型同様諸個人の権利・自由の保障であるが、その手段として選択されるのは、エリートの賢慮・理性に基づく統治ではなく、教育等によって主権者たるにふさわしい存在となった人民⁴⁰⁾の意思を直接国政へと反映させることである。

先に述べたように先行研究では（本稿の整理を用いれば）B型とC型の対立構造を資本家たるブルジョワジー対民衆の対立に重ね合わせつつ革命以来の図式として用いてきた上で、19世紀前半の統治像はB型に属するナシオン主権論と同視しうるとしてきた。これに対して予め本稿の結論を先取りしておく、第一

39) こうした法の実現によって、モンテスキューの場合には身分制的自由が、またフィジョクラートの場合には自由経済が可能になると考えられた。

40) 蒙昧な大衆の意思が政治に反映されればよいのではなく、あくまでも人民個々が主権者たるに相応しい見識を身に着けるべきことがヴァルレの議論の前提となっていることには注意が必要である。これに対し、A・B型の議論は、人民がかような見識を身に着けることの社会的・能力的限界を前提とした上で、一部のエリートによる統治の正当性を説く議論を展開した。

に、19世紀前半期と第三共和制初期の議論はそれぞれ、A型及びB型に属する統治像を有していたという点で異なる。しかし、第二に、啓蒙の時代から第三共和制に至るまで多様な論者によって強調されてきたのは、理性的統治（A型を採る啓蒙思想及び19世紀前半期あるいはB型を採るシェエ等革命期及び第三共和制初期のエスマン）と人民による直接統治（C型）の対立であり、前者こそが近代フランスを特徴づける統治像であった。先行研究の整理においてはA型の統治類型が認識されておらず、それゆえ19世紀前半期の独自性を見失うと共に、啓蒙思想から第三共和制初期にかけての統治像の中心をなす理性的統治と人民による直接的統治という対抗関係を取り逃がすという二重の問題を抱え、結果的に経済的利害に立脚するブルジョワ対民衆という図式に議論を押し込めてきたように思われる。以下、19世紀前半及びその比較対象たる第三共和制初期の統治像について、章を改めて分析してゆく。

（以下次号）